



令和8年度
赤間小学校学童保育所
入所のしおり



赤間地区コミュニティ運営協議会
宗像市赤間2丁目3-1 TEL: 0940-39-7051

目 次

学童保育事業の概要	P2
保育目標	P3
学童保育所の1日のスケジュール	P4
学童保育所年間行事予定	P5
学童保育所の入所	P6
学童保育所の退所	P6
学童保育所利用料金等	P7
学童保育所利用料金の減額その他	P8
学童保育所利用料金等の納付方法	P10
延長保育	P11
確認事項	P12
学童保育所からの外出	P13
安全管理	P13
健康管理	P14
持ってくるもの	P15
その他	P15
所在地	P16

学童保育事業の概要

設置者	宗像市 (担当窓口：宗像市役所 子ども子育て部 子ども育成課)
運営者	赤間地区コミュニティ運営協議会
対象児童	放課後、仕事や病気、介護などの理由で保護者が家庭にいない児童 ※宗像市立赤間小学校に在学する1年生～6年生
開所時間	<u>月曜日～金曜日</u> 放課後～18：30 <u>土曜日</u> 8：00～18：30 <u>学校休業日</u> ※夏・冬・春休みや学校行事での振替休日など 8：00～18：30 ※延長保育制度あり（詳細は11ページをご覧ください） ※土曜日の延長保育はありません
休所日	日曜日及び国民の祝日 12月29日から1月3日まで
職員	○運営管理責任者 ○支援員 (支援員とは放課後児童支援員、及び補助員をいう) ○事務員 (コミュニティ運営協議会事務局職員が兼務する)

保育目標

赤間地区コミュニティ運営協議会では、学童保育所運営を行うにあたって、「地域の子どもは地域で育てる」ことを基本とし、地域の特性を活かした保育環境を与え、次に掲げることを目標に子どもたちの生活指導（保育）に取り組んでいきます。

1. 子どもを主人公にした生活づくりを支援

ほっとできる居場所の提供、自主性を尊重しつつ発達を促す生活習慣を養う
子どもの人権と各家庭の子育ての方針を尊重

2. 異年齢集団の特徴を活かした活動を支援

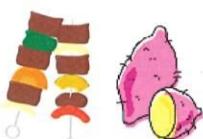
社会性や自主性の芽生えを培う

協調性や自主性など社会生活で必要な人間関係の学びを培う

3. 遊びを中心とした活動を支援

自主的な遊びを通して、観察力、判断力、集中力、仲間意識、連帯感、正義感など生きる力を培う

赤間小学童保育所自主事業 地域の子どもは地域で育てる



民生・児童委員や食進会
と地産地消、食育体験



大学生による学習支援
大学施設の利用



地域の行事に参加



スポーツ推進員と
スポーツを楽しむ



シニアクラブと
昔遊び

地域の人々との交流によって
子どもたち→地域への関心アップ
地域の人たち→子どもへの関心アップ
地域人材育成プログラム



観光ボランティアガイド
と歴史の勉強

※事業予定は変更になる可能性があります。

学童保育所の1日のスケジュール

原則として、以下のスケジュールを基本としておりますが、天候や出席状況等により変更します。

※延長保育については、11ページをご覧ください。

○平日(月曜日～金曜日)

8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
学 校				宿題・おやつ・自由活動				各自降所 自由活動		延長保育	
放課後～				18:30							

○土曜日

8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	
登所	自由活動	朝の会 学習タイム	昼食	自由活動	おやつ	自由活動	自由活動	各自降所 自由活動			18:30

※延長保育はありません

○学校休業日(夏・冬・春休み・学校行事での振替休日など)

8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
登所	自由活動	朝の会 学習タイム	昼食	自由活動	おやつ	自由活動	自由活動	各自降所 自由活動	延長保育		18:30

学童保育所年間行事予定

赤間小学校学童保育所年間行事予定	
4月	入所式（新入生対面式） 新入生歓迎会
6月	芋苗植え
9月	第1回運営委員会
10月	収穫祭（芋ほり等）
11月	ガチフェス（赤間小学校学童発表会）
12月	クリスマス会
2月	節分
3月	第2回運営委員会 次年度入所説明会 卒所式
保育内行事（予定）	
歌とリズム・けん玉	
防災・防犯訓練	
下校時通学路チェック	

※行事予定は変更になる場合もあります

学童保育所の入所

○入所は随時受付します。学童保育所に下記書類の提出が必要です。

尚、新年度と長期休暇の入所申し込みは締切日を設けていますので、手続きを円滑に進めるため、期日厳守で申請書を提出してください。

○別紙「学童保育所入所書類について(A4)」をお読みいただき、ご提出をお願いします。

①学童保育所入所申請書（両面）

②個人情報の取り扱いについて及び同意書

③各証明書（就労・自営・申出書）

※就労期間や就労先他、証明内容に変更がある場合は、期限が切れる前、もしくは変更後すぐに再提出をお願いします。

※産前産後休暇に入られるときは、申出書の提出が必要です。出産予定日2ヶ月前の月の1日から、産後3ヶ月後の月の末日まで学童保育所の利用が可能です。

④口座振替用紙

※初めての学童保育所利用の時と、学童保育所継続利用中の振替口座変更の際に提出してください。

⑤減額に必要な書類（申請される方のみ）

○入所開始日の1週間前までに「学童保育所入所申請書」を提出してください

※口頭での入所受付は行っていません。「学童保育所入所申請書」の提出がなければ、学童保育所のご利用はできませんので、ご了承ください。

学童保育所の退所

○退所されるときは、「退所届」を学童保育所に提出してください。

※口頭での退所受付は行っていません。「退所届」の提出がなければ、学童保育所への出席がなくても学童保育利用料金は発生しますのでご了承ください

※退所届は、学童保育所に置いておりますので支援員にご連絡ください。

※年度末保育期間の満了による退所の場合は、提出の必要はありません。

○退所日は、「退所届」を提出した日の翌日以降になります。

※退所月中旬以降に退所届を出された場合、翌月の学童利用料が振り替えられることがあります。確認後返金致します。（返金は翌月中旬ごろ）

○退所の際には、学童保育所ICTシステム（コドモン）の解除をお願いします。

※学童保育所ICTシステム（コドモン）については、後日お知らせします。

学童保育所利用料金等

○学童保育所利用には、下記の料金が必要です。

利用料金	7, 000円／月
おやつ代	1, 500円／月
保険料	1, 620円／年

※月途中で入退所した場合でも、1ヶ月分の利用料金・おやつ代が必要です。

※利用料金・おやつ代の日割り計算は致しません。

※利用料を3ヶ月以上滞納された場合は、退所していただくことがあります。

○長期休業日のみ利用する方の料金は、下記のとおりです。

夏季休業日	14, 000円
冬季休業日	3, 000円
学年末休業日及び学年始休業日	5, 000円

※おやつ代・保険料は、別途かかります。

※利用料金・おやつ代の日割り計算は致しません。

学童保育所利用料金の減額その他

○以下に該当する場合は、利用料金（延長料金、おやつ代、保険料を除く）の減額を受けることができます。

◆生活保護世帯の方

減額：児童1人につき月額7,000円（全額）

※長期休業日の利用も全額減免です

提出書類：「生活保護受給証明書（原本）」（宗像市生活支援課にて発行）

◆非課税世帯の方（市町村民税が課税されていない世帯）

減額：児童1人につき月額3,500円（半額）

※長期休業日の利用も半額減免です

提出書類：「市県民税非課税証明書（原本）」（保護者全員分、宗像市税務課にて発行）

◆ひとり親世帯の方（母子家庭及び父子家庭）※非課税世帯を除く

減額：児童1人につき月額3,500円（半額）

※長期休業日の利用も半額減免です

提出書類：「ひとり親家庭等医療証（コピー）」「児童扶養手当証書（コピー）」「戸籍謄本」「児童扶養手当現況届認定通知書（コピー）」「児童扶養手当認定通知書（コピー）」（離別・死別の記載のあるもの）のうちいずれか1点

◆多子世帯の方（生計を一にする18歳未満の子どもが3人以上いる世帯）

※非課税世帯除く

減額：児童1人につき月額3,500円（半額）

※長期休業日の利用も半額減免です

提出書類：「住民票（該当児童が同居していることがわかるもの）」または「健康保険資格確認証（同一世帯全員分のコピー）」

※マイナンバーカード、健康保険証は不可

◆被災等世帯の方（災害その他やむを得ない理由により所得が著しく減少し、また居住する家屋が被災した世帯）※非課税世帯除く

減額：児童1人につき月額3,500円（半額）

※長期休業日の利用も半額減免です

提出書類：（所得減少の場合）収入減少月分（申請日から6カ月以内）、および前年同月分の保護者全員の収入がわかるもの

（被災の場合）居住する家屋が半壊または全壊の被害を受けたこと（申請日から6カ月以内）が記載された被災（罹災）証明書

◆きょうだい児（生計を一にする世帯から2人の児童が入所するとき）
※上記の世帯を除く

減額：児童1人につき月額1,500円

※夏季休業日のみの利用は3,000円の減額

冬季休業日のみの利用は600円の減額

学年末休業日及び学年始業日のみの利用は1,000円の減額

提出書類：該当児童が同居していることがわかる「住民票」または「健康保険資格確認証」（同一世帯全員分のコピー）」

※マイナンバーカード、健康保険証は不可

【注意】

※減額制度の併用はできません。

※「生活保護受給証明書」「市町村民税非課税証明書」「戸籍謄本」「住民票」については、2人目からの申請はコピーで構いません。

* 生活保護受給証明書について

宗像市生活支援課：TEL 36-7353

* 非課税証明書について

宗像市税務課：TEL 36-5270

* 住民票について

宗像市市民課：TEL 36-1126

* 戸籍謄本について

本籍地の市町村

学童保育利用料金等の納付方法

- 利用料金・おやつ代は、口座振替となります。
- 保険料は、毎年4月または入所月のみ加算されます。

【口座振替取扱金融機関・手数料・振替日】

金融機関	手数料	振替日
福岡銀行・西日本シティ銀行 ゆうちょ銀行（郵便局）		当月4日
全国の信用金庫・JAバンク	無料	4日が休業日の場合は 翌営業日
信用漁業協同組合連合会等		

- 口座振替は、入所書類提出月の概ね2ヶ月後から開始されます。

- ※入所時期によって、口座振替開始時期が異なります。
- ※途中入所の方は口座振替手続きが完了するまでは、赤間地区コミュニティ・センターにて現金でのお支払いとなります。資金不足等で振替ができなかった場合も現金をお持ちいただきます。
- ※口座振替書類に不備があった場合、時間を要します。

- 長期休業日のみの利用料金のお支払い

※赤間地区コミュニティ・センターまで、現金をご持参ください。
赤間地区コミュニティ・センター 9:00～21:00（月曜日休館）
宗像市赤間2丁目3-1（Tel：0940-39-7051）

延長保育

○延長保育の詳細及び利用方法は次のとおりです。

【実施日】月曜日から金曜日まで（休所日を除く）

【延長保育】18時30分から19時まで

※お迎えは19時までを厳守ください。

※児童の利用がない場合は、19時前でも閉所します。

【実施場所】赤間小学校学童保育所で実施します。ただし、原則一ヶ所での合同保育とします。

【支援員の体制】延長保育時間中は、最低2人体制（利用人数等により追加の場合あり）で対応します。

【利用方法】

	月極利用	月極利用以外
延長料金	1人 3,000円／月 ※申込後、延長保育を行わなかった場合も利用料金はお返しできません。	1人 300円／回
利用申込	別紙「延長保育（月極）利用開始・中止申込書」を前月の最終閉所日までに学童保育所に提出してください。（中止の場合も同様） ※必ず保護者が提出してください。	不要 ※18時30分を過ぎた場合、延長保育利用とさせていただきます。
料金納付方法	利用料金と共に引き落としになります。	当日現金でお支払ください。

【注意事項】

- ・延長保育ご利用の場合は、保護者のお迎えが必要です。児童だけでの帰宅はできません。
- ・延長保育時間中のおやつはありません。
- ・児童の安全のため、外で待たせることはいたしません。必ず学童保育所前までお迎えに来てください。
- ・時間は、学童保育所内の時計を基準とさせていただきます。

確認事項

- 開所時間は、平日は放課後から、土曜日・学校休業日は 8：00 からです。8：00 までは入室できません。
- 土曜日・学校休業日で、10：00 以降の登所となる場合は連絡をお願いします。
- 出欠や、帰り方の連絡は午前 10 時までにコドモンで連絡してください。直前になってしまった場合はコドモンの確認ができませんので、電話でご連絡ください。
- 欠席する場合には、必ず連絡をお願いします。確認のため、就業先に連絡する場合もあります。(土曜日の出欠席連絡は、前の週の土曜日までにお願いします。)
- 自主下校は 17:00 までです。自主下校できない場合は、お迎えをお願いします。**
閉所時間は、18:30 です。延長保育ご利用の場合は 19:00 までお預かりします。
- お迎えに来られるときは、各学童保育所前までお迎えに来てください。
- 緊急時や全保護者への連絡事項は、学童保育所 ICT システム（コドモン）で行います。入所決定通知書とともに登録方法を送付いたしますので、速やかに必ず登録してください。
※不審者発生・災害などの緊急の場合は、その都度ご連絡させていただきます。
- 自然災害時の開所につきましては、市と協議の上、災害状況等を考慮して決定します。
- おやつは持ち帰りできますが、当日分に限ります。学童保育所まで受け取りに来てください。土曜日は持ち帰りできません。
- 学童保育所では、給食はありません。
※土曜日や学校休業日、午前中授業の日など学校で給食がない日は、昼食（お弁当）の持参をお願いします。夏場の保冷などの対策は各自でお願いします。学童の冷蔵庫は使えません。
※長期休業日は、弁当注文アプリ PECOFREE（ペコフリー）の利用が可能です。
- 故意により学童保育所の備品（窓ガラス等）を破損した場合、修理費用を負担していただく場合があります。
- 個人所有のゲーム機類、携帯電話などについては、学校のルールと同じです。
※原則として持ってくることは禁止となっております。
※学童保育所の児童、保護者、支援員との協議により持ち込みを許可することがあります。その際は、必ず名前の記入をお願いします。また、持ってきたときは、学童利用中は取り出さないようご指導ください。
- 学童保育所の運営に著しく支障をきたす場合（学童保育所での生活を拒む、無断で帰宅する、他の児童の迷惑となる行為や危害を加え繰り返す場合など）や、利用料の滞納が続いた場合は退所していただくこともありますのでご了承ください。
- 写真撮影及び、掲示・提供の承諾について
※日頃の活動や行事において児童の写真を撮影することがあります。
※学童の活動紹介で赤間地区コミュニティ・センター内に掲示したり、学童だよりで学童保護者に配布したりします。個人が特定できない範囲で使用しますが、子どもの楽しそうな表情などアップで使う場合は事前に承諾を得ることにしています。インターネット上に出すことはありません。
※子どもさんの写真撮影を希望されない場合はお申し出ください。

学童保育所からの外出

○開所時間中、学校敷地の外へ出ることは基本的に認めておりません。

習い事等、やむを得ない理由で外出する必要がある場合は、「学童保育所外出願」に記入の上、支援員へ提出をお願いします。

※なお、外出中の事故に関する責任は負いかねますのでご了承ください。

※年度が変わって、継続する場合は再提出が必要です。

安全管理

学童保育所では、お子様が安心して安全に過ごせるよう、万が一に備え万全の体制で取り組みます。

○けが・病気に対する対応

- ・保育中に、万が一お子様がけがをされた場合は、保護者に連絡するとともに必要な救急処置を行います。
- ・病気の症状などが見られた場合は、お迎えをお願いします。

○保険について

- ・事故の発生を未然に防ぐため、万全の注意を払っておりますが、万一の場合に備えて「児童クラブ共済制度」に加入していただきます。
- ・負担金の年額は 1,620 円です。
- ・けがで受診した場合、費用は一旦保護者負担となり、保険金請求後、保険会社から支払いが行われます。診断書や領収証の提出の必要はありません。
- ・入通院費は 1 日目から保障され、通院 1 日あたり 2,000 円、入院 1 日あたり 5,000 円の保険金が支払われます。
- ・保険金請求手続きが必要となりますので、ご協力をお願いします。ただし、不可抗力による事故の場合、保険金が支払われない場合もございます。

○緊急対応について

- ・夜間など不在時は、警備会社へ 24 時間警備を委託しております。

○防災対策について

- ・防災については、支援員全員が定期的に訓練を行い、日頃から非常時の役割分担を決めています。また、日頃より消火器・火災報知器・非常口等の設置場所や使用方法を点検しています。

健康管理

毎日健康で快適に過ごせるよう、お子様の健康管理には十分注意を払います。

○病気にかかっている場合は、登所をお断りする場合があります。

※37.5°C以上の熱がある場合はお預かりできません。

○お子様がアレルギー、ぜんそく、その他の疾病をお持ちの場合は、お知らせください。

○出校停止の感染症にかかった場合には、必ずご連絡いただき、医師の許可があるまで休ませてください。

※インフルエンザなど感染症で学級閉鎖・学年閉鎖となった場合、閉鎖対象となる学級・学年の児童は学童保育所へ登所できませんのでご了承ください。

○感染症予防対策について、マスクの着用は強制しません。各ご家庭で判断をお願いいたします。

○お弁当の保冷は各自でお願いします。学童の冷蔵庫は使えません。

持ってくるもの

【常時必要なもの】

- 名札（学校で使用するもの）
- 帽子
- 手拭きタオル
- 学習できるもの（宿題・ドリル、学習帳など）
- おやつ袋（持ち帰り用）

【土曜日・学校休業日】

- 上記の常時必要なもの
- 弁当（デザートは、お弁当箱に入る大きさの物をお願いします）
- 水筒
- 着替え（必要に応じて）

【お願い】

持参するものすべてに、必ず名前の記入をお願いします。

その他

○学童保育所からのお知らせ

- ・学童保育所からの取り組みや状況を「学童保育所だより」として定期的に配布します。
- ・連絡事項などは、学童保育所 ICT システム（コドモン）でお知らせします。

所在地

名 称	住 所	電話番号
赤間小学校 第1学童保育所	宗像市赤間 1-4-2	0940-33-5706
赤間小学校 第2学童保育所	宗像市赤間 1-4-2	0940-33-5728
赤間小学校 第3学童保育所	宗像市赤間 1-4-2	0940-35-2833

問合せ先

【赤間小学校学童保育所事務局】

宗像市赤間2丁目3-1（赤間地区コミュニティ・センター内）

TEL：0940-39-7051

FAX：0940-39-7052